

入 札 公 告

鯖 財 4 号

令和7年4月 2日

鯖江市民プール改修工事（建築工事）について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

鯖江市長 佐々木 勝久



1 入札に付する工事

- (1) 工 事 名 鯖江市民プール改修工事（建築工事）
- (2) 工事場所 鯖江市 東鯖江3丁目 地係
- (3) 工事概要 建築改修工事 1式
- (4) 工 期 令和8年6月19日
- (5) 設計金額 金 467,309,700 円（税込）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された共同企業体で、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者でなければならない。

(1) 共同企業体が、この工事を共同して請け負うことを目的として、次の①から②の条件を満たす3者で結成されたものであること。

① 共同企業体の構成員である建設業者のうち、代表者は次の条件を満たしていること。

ア 鯖江市内に本社を有する建築一式工事の登録業者で、特定建設業の許可を有する市格付けがA等級である1者。

② 代表者以外の構成員は次の条件を満たしていること。

ア 鯖江市内に本社を有する建築一式工事の登録業者で、市格付けAまたはBまたはC等級である2者。

(2) 共同企業体の構成員である建設業者が、次の要件のすべてを満たす者であること。

ア 令和7年3月28現在で、令和5・6年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事の登録を有すること。

イ 法第26条の監理技術者または主任技術者（代表者は国家資格を有する者に限る。）を工事現場に専任で配置しうる者であること。

共同企業体の申請時において、専任の配置技術者を入札執行前まで他の工事と重複して申請することも可とする。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 「鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

(3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が10%以上であること。

(4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

(5) 共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 入札の参加希望者は、令和7年4月22日（火）正午までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号～第5号）および特定建設工事共同企業体協定書と鯖江市制限付き一般競争入札参加確認申請書（様式第1～4号と関係書類）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書および資料を提出しない者または確認が受けられなかった者は、入札に参加することができない。

(2) 提出申請書

・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の内容

申請書は、次のとおりとし、ア、イ、ウ、オについてはそれぞれ様式第2号、第3号、第4号、第5号により作成すること。

ア 経営規模等総括表

イ 工事経歴書（公共施設の建築改修工事）

ウ 技術職員名簿

エ 特定建設工事共同企業体協定書

オ 委任状

・鯖江市制限付き一般競争入札参加確認申請書の内容

申請書は、次のとおりとし、ア、イ、ウについてはそれぞれ様式第2号、第3号、第4号により作成すること。

ア 同種工事の実績調書

イ 施工計画書

ウ 配置予定の現場代理人および監理技術者の資格、経歴、経験等

エ 共同企業体の構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し（法第27条の27第1項の規定による通知書の文書をいう。

オ 配置予定の技術者の資格者証の写し

(3) 申請書および資料の提出方法

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより申請書および資料を提出するものとする。ただし、入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、申請書および資料を鯖江市政策経営部財務管理課へ提出すること。

(4) 申請書および資料の配布

- ア 配布期間 令和7年4月2日(水)から令和7年4月22日(火)
(土曜、日曜および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
ただし、令和7年4月22日(火)は正午まで
- イ 配布場所 鯖江市西山町13-1 鯖江市政策経営部財務管理課
電話 0778-53-2222(直通)
- ウ 配布要領 申請書および資料様式は鯖江市ホームページからダウンロードする。

(5) 申請書および資料の提出方法等

- ア 受付期間 令和7年4月2日(水)から令和7年4月22日(火)
(土曜、日曜および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
ただし、令和7年4月22日(火)は正午まで
- イ 提出方法 申請書および資料は、受付場所に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- (6) 提出部数 4部(特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ)
うち、3部は受付時に返却し、構成員が1部ずつ保管すること。

(7) 申請書および資料の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 入札参加資格者の決定

- (1) 入札参加資格者と認められた者または認められなかった者には、その旨を共同企業体の代表者にそれぞれ通知する。
- (2) 入札参加資格者と認められなかった共同企業体の代表者は、市に対して認められなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和7年5月1日(木)午後5時までに書面を提出してこれを行わなければならない。
- (4) (3)の書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) (3)の書面の提出があったときは、市は、令和7年5月7日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (6) (3)の書面の提出先は次のとおりとする。
申請書および資料の配布場所と同じ。

5 図面、仕様書、設計書の配布

- (1) 入札参加希望者には、図面、仕様書、設計書(以下「設計図書」という。)は、次のとおり配布する。なお、工事等入札心得は鯖江市ホームページをご確認ください。
- ア 配布期間 令和7年4月2日(火)から令和7年5月13日(火)
(土曜、日曜および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
ただし、令和7年5月13日(火)は正午まで
- イ 配布要領 図面等は、共同企業体の要件を満たす建設業者に対してデーターを提

供するので CD を持参すること。入札公告に定める閲覧期間中に同システムによる閲覧が確認できない場合は、入札を無効とする。なお、印刷された設計図書等の閲覧および配布は行わない。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次のとおり書面もしくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールは鯖江市政策経営部財務管理課まで質問書を送信することとし、書面は鯖江市政策経営部財務管理課へ持参により提出するものとし、郵送または電送（FAX）によるものは受付けない。

ア 受付期間 令和7年4月2日（火）から令和7年5月9日（金）

（土曜、日曜および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ただし、令和7年5月9日（金）は正午まで

イ 受付場所 申請書および資料の配布場所と同じ

ウ 送信先 SC-Zaimu@city.sabae.lg.jp（財務管理課）

- (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間 令和7年4月2日（水）から令和7年5月13日（火）

（土曜、日曜および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 入札情報サービスシステムを利用して閲覧に供する。

6 入札執行の日時および場所等

(1) 日 時 令和7年5月15日（木曜）午前9時30分から

(2) 場 所 鯖江市西山町13-1 鯖江市役所 新館4階多目的ホール

(3) その他 電子入札にて執行する

7 入札の方法等

(1) 電送（FAX）による入札は認めない。

(2) 郵送による入札は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書として入力すること。

(4) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあっては最低制限価格以上の、低入札調査価格制度を適用する工事にあっては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行う。

(5) 最低制限価格 有

(6) 低入札調査価格 無

8 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、次に掲げるところにより、工事費内訳書を提出しなければならない。

ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。

ただし、7(4)に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない

イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

(ウ) 内訳明細書が添付されていること。

(2) 工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後において、書換え、引換えまたは撤回することができない。

(3) 提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該入札参加者の入札を無効とするほか、鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領の規定に基づく指名停止措置等が行われる場合がある。

ア (1)アに規定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていないとき。

イ 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、次に掲げる要件を満たしていると確認できないとき。

(ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。

(イ) 違算および不適切な事項の記載がないこと。

(ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

9 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金(契約金額の100分の10)については、鯖江市財務規則(昭和39年鯖江市条例第20号)の規定に基づき納付すること。

10 契約書作成の要否 要

11 支払条件

前払金については、請負金額の100分の40以内の額。(年度割あり)

12 入札の無効

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

イ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

ウ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに入札参加資格を欠くに至った者が行った入札

エ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

オ 設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認するこ

- とができなかった者が行った入札
- カ 工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が 8 の (3) に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
- キ その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

1.3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

1.4 議会の議決

本件工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年鯖江市条例 10 号）第 2 条に該当し、落札後仮契約を締結した場合には、議会の議決を経たとき、当該仮契約を本契約とみなす。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が、入札参加の資格制限または指名停止措置もしくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。また、仮契約を解除し、または契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

1.5 その他

- (1) 入札参加者は、工事等入札心得および鯖江市工事請負契約約款を熟読し、工事等入札心得を遵守すること。
- (2) その他不明の点については、鯖江市政策経営部財務管理課に照会すること。
- 電話 0778-53-2222 (直通)
- E-mail SC-Zaimu@city.sabae.lg.jp
- (3) 入札参加者が 2 未満となった場合は、当入札は行わないものとする。